

事務連絡
平成28年 8月16日

事業主 各位
担当者 各位

伊藤忠連合企業年金基金
(公 印 省 略)

厚生年金保険料率の改定について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年9月分（平成28年10月告知分）から、国へお支払する厚生年金保険料の負担割合は下記のように変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生年金保険法の一部改正により平成28年10月から標準報酬月額の下限に「第1級88,000円」が追加されますが、詳細につきましては後日ご案内させていただく予定でありますのでご了承願います。

敬 具

記

(月給時)

	事業主様負担分	加入者様負担分
厚生年金保険料	9.091%	9.091%
企業年金基金掛金	2.7%	—
合 計	11.791%	9.091%

※「企業年金基金掛金（厚生年金保険料）早見表」を同封いたしますのでご利用願います。

(賞与時)

	事業主様負担分	加入者様負担分
厚生年金保険料	9.091%	9.091%
企業年金基金掛金	—	—
合 計	9.091%	9.091%

※ 育児休業中の免除は月例給、賞与とも厚生年金保険料（18.182%）のみが対象となります。

以上